

全ト協発第227号(輸)

平成30年7月30日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克巳



引越運送に係る貨物自動車運送事業の適正な業務実施の徹底について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、法人向け引越サービスを行う事業者による過大な請求を行う不適切な事案が発生したことを受け、国土交通省自動車局貨物課より全日本トラック協会に対し、別添の通り適切な業務実施の徹底について要請文書が発出されました。

つきましては、標準引越運送約款において実際に要する運賃等と見積書との差異が発生した場合の修正等についての規定も定められていることを踏まえ、適切な業務実施を徹底するよう、引越運送を行っている貴協会傘下会員事業者に対し周知賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

◆本件に対する問合せ先

公益社団法人 全日本トラック協会

輸送事業部 礎・金子・杉崎

TEL: 03-3354-1038

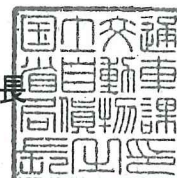




国自貨第49号
平成30年7月25日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



引越運送に係る貨物自動車運送事業の適正な業務実施の徹底について

今般、法人向け引越サービスを提供する貨物自動車運送事業者において、実施した引越運送に関して過大な請求を行う不適切な事案が発生した。

貨物自動車運送事業法においては、利用者利益の保護についても、その法益とされているところであり、同法を遵守した適切な業務実施が求められる中、トラック事業の業務に関して今般のような事案が発生したことは、貨物自動車運送事業に対する信用・信頼を大きく揺るがしかねず、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

については、標準引越運送約款において実際に要する運賃等と見積書との差異が発生した場合の修正等についての規定も定められていること等も踏まえ、引越運送を行っている貴会会員に対し、上記のような不適切な事案が発生することがないように、適切な業務実施について改めて徹底するよう要請する。